

令和6年宇治田原町全員協議会

令和6年7月17日

午前11時20分開議

議 事 日 程

日程第1 元町職員の再逮捕に係る調査報告及び入札不正再発防止策の見直しについて

日程第2 その他

1. 出 席 議 員

議 長	12番	浅 田 晃 弘	議員
副議長	1 番	山 内 実貴子	議員
	2 番	榎 木 憲 法	議員
	3 番	馬 場 哉	議員
	4 番	森 山 高 広	議員
	5 番	山 本 精	議員
	6 番	宇佐美 ま り	議員
	7 番	藤 本 英 樹	議員
	8 番	今 西 利 行	議員
	9 番	上 野 雅 央	議員
	10番	原 田 周 一	議員

1. 欠 席 議 員 なし

1. 宇治田原町議会全員協議会規程第5条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町	長	西 谷 信 夫 君
副	町 長	山 下 康 之 君
教 育	長	奥 村 博 巳 君
総 務 政 策 監		奥 谷 明 君
総務理事兼総務課長		村 山 和 弘 君
健 康 福 祉 理 事		立 原 信 子 君

建設事業理事	垣内清文君
都市整備担当理事	野原正行君
教育次長兼学校教育課長	矢野里志君
企画財政課長	中地智之君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局 長	西尾岳士君
庶務係 長	重富康宏君

開 会 午前11時20分

○議長（浅田晃弘） 皆さん、こんにちは。

本日は、全員協議会を招集いたしましたところ、議員各位にはご出席をいただき誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員数は11名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の全員協議会を開きます。

会議は、お手元に配付しております会議日程及び資料等により進めさせていただきます。

ここで、町長より発言を求められておりますので、これを許します。西谷町長。

○町長（西谷信夫） 皆さん、改めましてこんにちは。

今年の梅雨は6月21日に入りましたけれども、平年より2週間以上遅い梅雨入りとなりました。間もなく梅雨は明けるのではないかなというふうに思っております。

今日は、祇園祭の前祭ということで、山鉦巡行が本日举行されますけれども、雨が降らないようにと願っておるところでございます。山鉦巡行に伴う本町プロモーション事業といたしまして、本日、京阪三条改札前コンコース付近で、永谷園の大阪支店の食育プロジェクトの皆さんと共に、本町のPRを午前中行っておるところでございます。

先日は、両常任委員会視察研修、遠路はるばるご苦労さまでございました。また、昨日は、閉会中の総務建設常任委員会、また、先刻は文教厚生常任委員会を開催していただきました。大変ご苦労さまでございました。

引き続き全員協議会を開催となるとところでございますけれども、日程第1にあります元職員の再逮捕についてでございますけれども、令和2年12月に本町の元職員が官製談合防止法違反及び加重収賄容疑で逮捕・起訴され、令和3年6月に有罪判決を受けるといふ本町において前例のない重大事件が発生し、町政に対する住民の皆さんの信頼を著しく損なう事態となったところでございます。

重大事件発生後、重大事件等調査委員会第三者委員会からは、不正事案に関する調査結果や、また再発防止に向けた方策等について報告をいただきますとともに、議会の重大事件等調査特別委員会からは入札制度の現状と検証、また監視機能体制の強化の観点から再発防止策を取りまとめられ、その報告をいただいたところでございます。

本町では、両報告書を踏まえまして入札制度の見直し、また職員の法令遵守と職員倫理の向上、そして、組織体制の見直しを柱とする入札不正再発防止策を令和3年9月30日に策定し、その取組により住民の皆さんへの信頼回復に努めてまいりましたが、昨年

8月、さきの不正事案とは別の事件が発覚し、元職員が再び逮捕されることとなりました。住民の皆様には重ねて心配と、また、ご迷惑をおかけしたことに對し、心から深くおわびを申し上げます。

改めて、全体の奉仕者として全職員が一丸となって職務に専念し、法令を遵守することはもとより、住民の皆様から寄せられる期待と信頼に応えられるよう自らの行動を律し、倫理観を持って業務に当たらなければならないと考えておるところでございます。

今回の事件は、入札不正再発防止策の策定前の事件ではございますが、事態を厳しく受け止め、本町は過去の建設工事に係る入札の経過等を調査し、第三者による入札監視等委員会において、その調査結果を報告し、内容を確認、また協議する中で令和3年9月策定の入札不正再発防止策の検証を行いました。

ここに、入札不正再発防止策を一部見直し、不正行為を起こさせない制度づくり、また意識づくり、また組織づくりに役場組織全体を挙げて、引き続き全力で取り組んでまいる所存でございます。

また、私の処分についてでございますが、職員を管理、監督する最高責任者として、責任を痛感しておるところでございます。今回の調査報告書の内容を踏まえ、熟慮の上、処分については次期定例会に提案をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようによりしくお願いを申し上げまして、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞ皆さんよりしくお願い申し上げます。

○議長（浅田晃弘） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、「元町職員の再逮捕に係る調査報告及び入札不正再発防止策の見直しについて」説明を求めます。奥谷総務政策監。

○総務政策監（奥谷 明） 失礼いたします。

それでは、私のほうから本日の日程となつてございます元町職員の再逮捕に係る調査報告及び入札不正再発防止策の見直しについて、ご説明を申し上げたいと存じます。

皆様方のお手元には、資料として調査報告書、それと宇治田原町入札不正再発防止策、この2冊がお手元に届いておるかと思ひますけれども、私のほうから、まずはこの調査報告書につきまして概要をご説明、ご報告を申し上げたいと思ひます。

まず、1枚開いていただきまして、ページ、1ページ「はじめに」というところからご覧ください。

まず、経過につきまして若干触れさせていただきたいと思ひます。

皆様ご存じのとおり、本町の元職員が、職員であつた令和2年の年末等に官製談合防

止法違反並びに加重収賄の容疑で逮捕されまして、年が明けました令和3年6月10日の公判におきまして有罪が確定いたしました。これを前回事件と呼ばさせていただきます。

この間、本町では重大事件等調査委員会設置条例を施行いたしまして、弁護士や公認会計士さん等の第三者からなる重大事件等調査委員会を設置いたしまして、この委員会に対しまして事件発生の実態把握と原因究明、また、事件の再発防止策の提言に関する調査をお願いし、この調査委員会は関係者からの事情聴取、また、本町の入札制度に係る資料査閲、また幹部職員からのヒアリング、裁判公判等を踏まえて議論を行っていただきまして、令和3年7月29日に町長に対して実態把握と原因究明、再発予防のための方策をまとめた報告書を提出いただいたところでございます。

本町ではこの報告を受けまして、令和3年9月30日に入札不正再発防止策を策定いたしまして、職員のコンプライアンスの徹底を図りますとともに、令和4年10月3日にコンプライアンス条例に基づきまして、町長が宣言を行い、全職員が宣誓書に署名をしたと。また、入札監視等委員会を令和3年11月4日に設置いたしまして、以降は半年ごとに監視委員会を開催して、入札に係る事務等の監視をしていただいているところでございます。

しかしながら、このような中、この元職員が、職員でありました令和2年9月3日に入札いたしました工事2件に係ります官製談合防止法違反、また、刑法の公契約関係競売等妨害罪の容疑で令和5年8月9日に再度逮捕されまして、また、加重収賄の容疑で8月30日には追送致、そして、令和6年2月8日の第3回公判におきまして、前回事件の余罪として再度有罪が確定いたしました。

今回の事件は、不正防止策の策定以前に発生したものでありますことから、今回事件の実態や原因を調査し、疑義のある事項を抽出し、これを踏まえまして既に策定された不正防止策を検証し、新たに改善すべき事項などを取りまとめ、これまでの不正防止策を補完することとしまして、監視等委員会で検証した上、報告書として取りまとめたものでございます。

なお、この報告書には個人名や事業所名等の個人情報が含まれておりますことから、公表用資料といたしましては一部非公開としている部分がありますことをご了承賜りたいと存じます。

この1ページ、後段でございますけれども、今回事件に係る調査ということで、前回事件では関係者からの事情聴取や本町の入札制度と運用、また、幹部職員のヒアリング、公判を踏まえた実態調査と原因究明を行いました。と申しますのも、前回事件では不正

事案に関わった業者が多く、また、元職員以外は時効が成立していたことなどから、事情聴取にも応じてくれまして、前回事件の事情聴取は、当該事件の実態把握と原因究明、不正防止策の策定に大きな役割を果たしたところでございます。

2 ページに移らせていただきますけれども、一方、今回の事件では、事情聴取の相手が元職員と不正を行った業者 A に限定をされまして、また、両者とも逮捕・起訴されておりますことから、両者が事情聴取に応じたといえしとしても、公判で明らかになった内容以上の新たな事象などを聞くことは難しいと考えられます。

また、公判によりまして、元職員は予定価格、すなわち設計金額イコール予定価格でございますけれども、これを覚えることが習慣化していたというようなことも述べておりましたが、こういうことが明らかになったため、これまで以上に広範囲に調査する必要がありますが、今申し上げましたとおり、事情聴取によらず客観的事実に基づいた検証を行うことを前提として、不正防止策の補完に重点を置いた調査を進めることといたしました。

また、調査期間は、最低制限価格の変更時期や元職員の所属先を踏まえて設定することとしたものでございます。

なお、この調査は、あくまでも不正防止策をより完成度の高いものとすることを目的としております。後に出てまいります、疑義があるということは不正につながる可能性があるものとして、不正防止策に反映する必要があると定義したもので、不正の事実を指摘や認定するものではなく、また、処分など法的措置につながったり、根拠となるものではないことをご理解賜りたいと存じます。

2 ページ後段につきましては、実態把握と原因究明でございますけれども、まず、(1) 前回事件の概要につきましては、説明を省略させていただきます。皆様ご存じのとおりでございます。

3 ページに移っていただきまして、(2) 今回事件の概要（公判で明らかになった事項）でございます。

概要を申し上げますと、元職員は、平成27年度頃までに砂利採取案件で知人を通じて不正を行った業者 A と知り合ったと。知り合った当初は特段のやり取りもなかったけれども、その後、仕事を通じて連絡を取るようになり、元職員が建設関係でない部署に異動した後は、連絡を取り合うことはなかった。

元職員が建設関係の部署に戻った令和2年4月か5月頃、元職員は、業者 A から営業所に使用する町内の物件を紹介してもらいたい旨の相談を受け、不動産業者を紹介し、

業者Aと再び連絡を取るようになった。

元職員は、業者に恩を売るためや議会案件の入札不成立を避けるため、工事起工及び契約共に記載された予定価格を覚えることが習慣になっていた。

元職員は、令和2年8月上旬頃、業者Aから「宇治田原中央公園造成工事（その3）」、これと「贅田立川線道路工事（その4）宇治田原中央公園造成工事（その2）」のこの2工事、「本件両工事」と書かせていただいておりますけれども、この2つを落札したいため、本件両工事の予定価格を教示してほしい旨の相談を持ちかけられ承したと。

元職員は、前記同月中旬頃、業者Aに対して本件両工事のおおむねの予定価格を教示し、その際、現金10万円が入った封筒を差し出され、予定価格の教示に対する謝礼の趣旨であることを認識しながら、これを受領した。

業者Aは、本件両工事について、元職員から教示されたおおむねの予定価格を基に算出した金額で入札し、前段の宇治田原中央公園造成工事（その3）を落札したものでございます。

元職員の罰条及び罪名は、官製談合防止法違反、それから刑法の公契約関係競売等妨害及び加重収賄でございました。

(3)今回事件の原因でございますけれども、前回事件では、町職員が積算がなかなか難しく不落の多い建築の工事につきまして、元職員が受注業者を確保し業務の円滑化を図るため予定価格を漏えいしたとしておりましたが、今回事件では、業者に恩を売る為や議会案件の入札不成立を避けるため、予定価格を覚えることが習慣になっていたとしております。

今回事件のような土木工事は、公表された単価や歩掛により職員が積算しておりまして、議会案件の入札だからと言って入札が不成立になることもほぼなく、予定価格を覚える理由にはならないと考えるところです。

しかしながら、議会案件は予定価格が5,000万円以上でもあり、受注業者にとっては利益が大きいことから、業者も受注意欲が高く、予定価格を教えることは業者に恩を売ることに भी なります。

また、元職員が恩を売るという意味について、災害など緊急時対応の円滑化を図るためとし、現に今回不正の宇治田原中央公園造成工事（その3）、落札者この3工事でございますけれども、これに関連して、緊急を要する役場駐車場の舗装工事を随意契約をしていることを挙げておりますけれども、当該舗装工事は一般的な土木工事でありまし

て、予定価格を漏えいして恩を売らなければ受注されない工事とは考えられないものでございます。

今回事件では、業者としては利益を追求するため、また、元職員としては、これまでの関係から断りにくい相手に利益という恩を売り、貸し借りの関係とともに秘密を共有することで、各種の交渉事案を優位に進めるため行ったものではないかと考えられるところではあります。

また、元職員は単独行動が多く、記録を文書に残さず、情報共有を行わなかったため、周囲の職員ですら気づかなかったところがありましたことから、不正を増長させたものではないかと考えるところでもございます。

前回事件の調査報告書では、元職員に競争入札制度の甚だしい軽視があったことや、業者に無理な契約条件を要求したり、その優越意識が高じて業者からのお礼の金銭を授受して恥じない意識が醸成された可能性があるとの指摘をいただいたところですが、元職員は若くして課長になり、長期間にわたり町の幹部職員として業務を行ってきたことから、仕事に対し慢心していたことが一因ではないかと考えるところではあります。

こうした背景を受けまして、この4ページの中ほど、3、調査でございますが、まず、(1)調査方法。まず、入札において落札するためには、この落札と申しますのは、その予定価格、要は設計価格です。予定価格と最低制限価格の間にあって、かつ最も安価な入札をしていただいた方が落札となるんですけれども、このように落札するためには、予定価格と最低制限価格の算出が必要となりますけれども、近年では、各業者さんの積算精度が相当程度向上していると。また、発注者側も積算情報を公開しておりますことから、予定価格は高い精度で算出できる状況にございます。

予定価格については、国では談合による高止まり防止や業者さんの技術力を向上させていくというような観点から、事前公表、入札前の公表はしないように国では指定しておるんですけれども、京都府内では不正防止の観点から、多くの自治体で事前公表されている実情がございます。

最低制限価格につきましても、多くの自治体で公表されているこの中央公契連モデル、中央公共工事契約制度運用連絡協議会という国土交通省が事務局を担当して、その他国の省庁などで構成している公的な機関が採用しているモデル算定式、これを使って最低制限価格がほとんどの多くの自治体でこれを用いて算出しておりまして、積算を正確にできれば、この最低制限価格についても算出することが可能であるというものでございます。

このため、予定価格の事前公表とこの中央公契連モデル式による最低制限価格の算出をしている自治体では、多くの土木関係工事の入札で、入札額と最低制限価格が同額となって、落札者はくじ引きにより決まっているケースが非常に多いところがございます。

一方、本町では、予定価格を国に従いまして事後公表としておりますけれども、先ほども言いましたように積算情報は公開しておりますので、業者の積算能力によるものの予定価格を高い精度で算出することは可能であります。

しかし、最低制限価格については、中央公契連モデルを用いておらず、非公表で本町独自にモデル式をつくり設定しておりますことから、過去の落札結果から傾向を把握し推定するしかなく、精度は劣ります。

このため、予定価格が教示されたとしても確実に落札することは困難でありますけれども、最低制限価格の傾向が分かれば、落札の可能性を拡大できるものでございます。

5 ページに移っていただきまして、なお、本町の最低制限価格は公契連モデルの見直しに伴い引き上げております。前回不正事案の工事があった平成25年10月から職員が免職された令和2年12月までには、平成27年4月、平成30年5月の2回、この価格の率の引上げを行っております。

これを引き上げた場合は、引き上げた旨を周知しなければ、業者さんが引き上げたことを認識するまでの一定期間、この価格以下の入札額を入れてしまい、失格者が多く出る傾向となります。

しかしながら、この周知については、公平性や透明性を確保した上、行う必要があるとの認識はあったことは確認できたんですけれども、その具体的な周知方法についての証言は得られなかったことから、周知にこの元職員が関与していた可能性は否定できないところです。引上げに係る周知については、公平性や透明性が確保されていれば問題はないんですけれども、引上げ率そのものは秘匿事項でございます。

なお、現在では、最低制限価格を引き上げた場合、入札説明書に引き上げた旨を記載し、公平性や透明性を確保しております。

以上のことから、調査は、まず今回事件の業者Aが入札した工事に係る予定価格と最低制限価格の傾向を把握し、同価格に注目して行うこととし、引上げがありました平成27年度と平成30年度を含め、元職員が免職された令和2年度の入札を調査対象とします。

また、元職員の所属先は、平成27年度までが理事兼建設環境課長、平成28年度に健康福祉部長、平成30年度に教育部長、令和2年度に建設事業部長でありましたことから、元職員が建設事業を担当していた時期である平成27年度と令和2年度を考慮することと

して、対象期間は平成27年度から令和2年度の6年間としております。

以上、6ページ、こういう背景に基づきまして、過去6年間の入札事象を調べた結果が、6、7、8、9、10、11で12ずっとございまして、17ページ、18の上段までなんです、概要だけちょっと申し上げます。

まず、6ページご覧ください。

本町の最低制限価格の傾向というものをグラフにしたものでございまして、先ほど申し上げましたように、本町では、この真ん中の最低制限価格というのは、一般競争入札においても指名競争入札においても、計算式を町独自に設定して、非公表とさせていただいておりますが、ここを見ていただいたら分かりますように、真ん中の27年4月から30年5月、この右欄の赤いマークが入っているところをご覧くださいましたら、82というラインに結構この赤い点が集まっているというのがお分かりいただけるかと思います。

下の段の平成30年5月、これも先ほど言いましたように最低制限価格の率を上げたときですが、このときは大体84%前後に集まっているというのがご理解いただけると思います。

これを文書で整理したのは、7ページをご覧ください。

このような逐一全ての入札をプロットいたしますと、この7ページの中ほどにございまして、これまでの入札の傾向を整理いたしますと、最低制限価格率は、先ほど申しましたが、平成27年度から29年度は82%、また30年度から令和2年度は84%が落札の目安となっているということがお分かりいただけるのではないかなと思います。

さらに、この最低制限価格を引き上げた場合でも、引上げ率などの情報は秘匿事項でありますので、入札参加業者が引上げ率などを認識するまでの一定期間は、この価格以下の入札額を入れて失格となる可能性が高いこととなります。

このことを確認するため、この8ページの表をつくっておるんですけれども、どういう表、この意味を表しているかという、27年度なり30年度のこの表を見ていただきますと、赤線が右下に振れている。それ以外の年は、大体並行して横に赤線が引かれておる。この27、30年度は、先ほども言いましたように、最低制限価格の率を上げた年ということは、それはまだ業者さん全てご存じないとそういう中で、年度当初に入札を執行すると、皆さん80から82に上がったことをまだご存じない時期は、失格率が、要は今まで80ぐらいで宇治田原町は落札できたなというところら辺で、そのまま引き続いて80%前後の札を入れられると、私どもでは、平成27年度から82%に上げておりますので、逆に失格する率が高い。それが、だんだん日を追うごとに、今度、宇治田原町は今年は82

でやっているなというのが大体分かってまいりますので、時系列を追うごとに失格率は下がっていくということで、27年と30年度はその傾向が顕著に出ているということが、このグラフでお分かりいただけるのかなと思います。

以降、9ページ、業者Aの入札状況等も考察したんですけれども、10ページをご覧いただきたいんですけれども、(5)調査方針、このようなことから疑義事象に関する調査方針は、以下のとおりとすると。

①調査は、正確な予定価格と最低制限価格率も教示したのものとして、最低制限価格率に着目して調査を行う。

②調査対象期間は、最低制限価格の引上げがあった平成27年度と30年度及び元職員が建設事業を担当していた平成27年度と令和2年度を踏まえ、平成27年度から元職員が免職された令和2年度までといたします。

③平成27年度及び30年度の4月から11月の入札において、最低制限価格率と入札率が近似するものを重点的に調査する。

④全ての工種の工事を調査対象とするとともに、予定価格5,000万円以上の議会案件を考慮して、3,000万円以上工事についても特化して調査する。

⑤町内に営業所を設置していた業者についても注視して調査するというような調査方針の下、今言いましたような全ての工種、事業、入札案件に対しまして調査をいたしました。

この10ページの4に調査結果がございますが、概要を申し上げますと、この12ページ以降に青の色と赤の色があるんですけれども、どういうことかと申しますと、最低制限価格率と落札率に焦点を絞りまして調査いたしました結果、最低制限価格率と落札率が近接している工種は、土木工事、舗装工事、安全施設工事の3工事でありましたので、この3工事を中心に調査しました。

平成27年度及び30年度の4月から11月、要は年度前半の入札において、疑義のある入札は下表の中、赤丸で表示した12ページの赤丸、これはどういうことかといいますと、入札、最低制限価格の率を上げたにもかかわらず、年度当初にもかかわらず、結構近似値を上げた率ぴったりに近い数字で落札がされておるということで、疑義ある事象ということで赤丸。また、談合調整による高止まりの疑義がある入札。落札率の95%以上、これは青丸で、例えば12ページの青丸のプロットしている部分でございますが、こういうところは価格が高止まりしているという調査結果がうかがい知れたところでございます。

以下、詳細につきましては、17ページまでご覧いただければと思うんですが、こういう調査を基に、18ページまでちょっと飛ばしていただきます。18ページの上段、5、調査結果（疑義事象）の考察でございますが、今申し上げましたようなこの今回の客観的事実に基づく調査結果（疑義事象）、先ほど言いましたように青丸、要は高止まりしているんじゃないかとか、赤丸、私どもが最低制限価格を上げたすぐなのに、結構それに近い数字で、率でうまく落札されておられるというような事象、こういうのを私ども今回ここでは疑義事象と呼ばせていただいておりますが、こういうものにつきましては不正につながる可能性があるものとして、不正防止策に反映するため、以下のとおり考察を行いました。

なお、ご注意いただきたいのは、私ども疑義事象と呼んでおりますが、この疑義事象イコール不正と断定するものではございません。そういう結果があったということで、ここではあえて疑義事象と呼んでおりますけれども、今後そういう事態を防ぐため、いかに公平、公正にしていくためにはどうしたらいいかということを一番大事な視点として、考察を行いました。

内容的には、(1)発注担当職員の意識・行動からの考察。今回事件の発生の要因の一つと考えます元職員の行動等から、徹底、確認すべき事項といたしまして、職員の単独行動はしない、行動等の記録は残す、上司に報告等情報共有をする、こういう公務員としての行動、そして、コンプライアンス意識の向上、持続の徹底をさらに強化して図りたいと考えております。

また、(2)入札率の調査からの考察ですけれども、不正行為の機会をなくす観点から多くの自治体で採用されております予定価格と最低制限価格算出式の事前公表を、私どももこういう結果を踏まえて検討したんですけれども、国の考え方に基づきまして、やっぱり土木工事等の予定価格については、これまでどおり事後公表。なお、以前の不正防止策でも決めておりましたように建築関係工事は事前公表とさせていただいておりますが、秘匿事項に対する職員意識の向上及び情報管理の徹底を図るという方向にしたいと考えております。

19ページをご覧いただきたいんですけれども、(3)町内営業所業者の入札参加要件からの考察。これも今回、町内業者と同様の入札要件の緩和措置を図り得る目的で、実体のない営業所を設置して入札参加しておりましたことから、町内に設置される営業所に対しては、営業実態等の現地確認を行うということも改正したいと思います。

したがって、こういう考察を踏まえまして20ページ以降、令和3年9月30日に策

定いたしました以前のこの入札不正再発防止策これを改定、また追加等させていただきたいと考えております。

変わったところだけを申し上げたいと思うんですが、20ページの後段、③情報管理の徹底ということで、これまでも入札関係の回議書類につきましては、セキュリティバッグ、要は鍵のかかるバッグに入れて回議をし、関係者以外は見られないような徹底をロッカーにも入れるというようなことで徹底をしておりますが、そもそも今後、そもそもこの調書、この資料の作成者、要は関係する職員だけではなくて、要はここはもう課長とかその所属長、そういう者につくる者を限定して、調書作成者の限定とか、保管管理の徹底をさらに講じてまいりたいと考えております。

21を飛ばしまして、22ページをご覧ください。

これの中ほど、⑧入札参加資格審査の見直し。これは追加でございます。町内に営業所を設置する場合の入札参加資格申請の厳格化を追記いたします。具体的には、必要に応じて参加資格要件を見直すということで、町内に営業所を設置する場合の入札参加資格申請に係る審査は、技術者の確認や立入検査など検査、確認の厳格化を図るとしております。

それから、次の変更、23ページをご覧ください。

②職員のコンプライアンス研修の実施ということで、これもこの再発防止策によりまして、これまでから公正取引委員会等の外部講師を招きまして、職員のコンプライアンス研修を毎年度実施しておりますが、もちろん引き続き研修は実施してまいりますけれども、こういう研修を踏まえて年々職員の意識がどういうふうに変わってきたか、そういうところも追求したい、年度ごとの変化も追いたいと考えておりますので、アンケートの定期的な実施を追加いたしまして、アンケート結果から職員の意識の熟度を確認して、次以降の研修に反映させたいと考えております。

それから、③職員の行動指針の策定及び運用ということで、これにつきましても、前回時に職員の行動指針を策定いたしまして、内部でコンプライアンス相談員も各所属に配置するなど取り組んでおりますが、こういうことにプラスいたしまして、職員の単独行動の制限とか記録簿をしっかりと作成する。また、そういう課内なり上司なりとの情報共有をしっかりとする。また、退職管理も徹底していこう。この退職管理の徹底というのはどういうことかと申し上げますと、これは地方公務員法に定められておるんですけれども、例えば、本町に勤めていた職員が辞めまして、民間会社に就職いたしました。その民間会社に就職してから、もともとやっていた仕事に関して、町役場に対し

てうちの会社と契約してくれやとか、逆にしないようにしてくれとかそういうような圧力と申しますか、働きかけをかけることが禁止されておまして、もしそんな働きかけがあったときには、受けたその職員、現役の職員は公平委員会に届け出る義務があるという、それは法律、地方公務員法で定められておまして、本条でも宇治田原町職員の退職管理に関する公平委員会規則というのが定めておるんですけれども、しっかり公平委員会にそういうのを言っていくというようなそういう手続がございますので、そういうこともしっかり職員にそういう制度があって、そういうようなことがあれば、すぐ報告するんだよというようなことの徹底をしてまいりたいと思います。

以上が大体個々の変更点でございまして、この今申し上げました変更点を踏まえて、もう1冊目の宇治田原町入札不正再発防止策、令和3年9月30日に策定いたしましたものをプラス改定したものでございまして、この説明は省略させていただきますが、2ページ以降で下線を引いておところが、今回、今申し上げましたようなことから改修をいたしまして、今後はこれに基づきまして各種取組を進めていきたいと考えております。

以上、このように入札不正再発防止策を一部見直しまして、今後不正行為を起こさない制度づくり、意識づくり、組織づくりに役場組織全体を挙げて、引き続き全力で取り組んでまいりたいと考えますので、どうぞご理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。はしよりましたが、私のほうから説明は以上とさせていただきます。

○議長（浅田晃弘） ただいまの説明につきまして、何かございませんか。馬場議員。

○議員（馬場 哉） それでは、少しお聞きをしたいことがあるので、お願いをいたします。

まず、10ページに調査結果ということで赤丸と青丸が、それ以降の調査について記される意味合いで赤丸と青丸というふうにされたと思います。この青丸の高止まりしている部分については、今後再発防止策で事業者の数を増やすなりして、この調査の期間中は高止まりしているという結果になりましたけれども、再発防止策の効果が出てくる今後は、高止まりも少しそこは緩和されていくのかなというのは、私は感じております。

それ以外で、この赤丸についてですけれども、赤丸の中で少しお聞きしたいんですけれども、前回の事件の中で、いわゆるある業者さんから入札に関して告発があったにもかかわらず、その間、当局のほうは理事者等も含めて本人にも聞き取りをしながらも、公正取引委員会または警察への通報をされなかったということに関して、前回の第三者委員会の報告では、それは間違っていたんとかちがうかという報告書をまとめられたと思います。

それを私たち委員会、議会が読んで、議会としても総意を持って議会特別委員会の意見として、町内事業者から入札に対しての告発があったにもかかわらず、徹底した調査を実施できていなかった組織上の問題、また、公正取引委員会への通報を怠ったことなど、結果として事件になったことについては判断が間違っていたと言わざるを得ない、そういう議会の総意としてそういう意見を申し上げているところでございます。

それを踏まえまして、今回報告書にある15ページ、土木工事の中で疑義のある事象として②、ここにも番号振っていますけれども、土木工事で町内に営業所のある業者さんで2業者さん、それから、③の土木工事で町外の事業者さんで疑義のある業者さんが1業者さん、この疑義について、先ほど私の趣旨としては、これを公正取引委員会に疑義があるんですという報告をしはるのか、それとも、先ほど政策監の説明の中で、この疑義の調査については、今後の再発防止策の補完をするための疑義の調査であるという旨の報告をされましたけれども、まず、今回、今最初にお聞きするのは、この疑義のある3件の事象に対して、公正取引委員会に報告をするお考えはあるんでしょうか。

○議長（浅田晃弘） 奥谷政策監。

○総務政策監（奥谷 明） まず、結論として申し上げたいと思いますが、今のところ公正取引委員会へ通報する予定はございません。

その理由といたしまして、まず、今回事件の事象プラスその前後を含めまして、警察当局により一定捜索なりがされておる案件であるということと、私どもが調査いたしましたこの疑義事象ということでございますけれども、不正があったものというものではございません。例えば、高止まりした結果があったとか、最低制限価格を上げた間なしに、ある程度近い率で落札されたそういう事象があったということをもって、不正があったというものではございません。

翻って公正取引委員会への通報、どういうケースにするかといいますと、私どもも談合情報対応マニュアルを定めております。また、国の入札契約適正化法にもありますように、公共工事の発注機関は、入札談合等の行為があったことを疑うに足る事実があるときは公正取引委員会に通知しなければならないというように定められております。

今の調査、結果的にそういう落札結果があっただけで、それだけを踏まえて不正があったと、何か通報あったわけでもございませんし、私どもも不正があったと判断したものではありません。結果的に、そういう高止まりしたとか最低制限に近いところで落札された事象があったから、今後そういうようなことは、今後のそういう不正に起こり得るとも限らないので、そういうことがないようにどういことをやっていったらいい

かというそういう観点から考察を進めたものでございますので、今回の事象に関しては、先ほど、前回のことにしましては議会なり第三者委員会からもご指摘をいただきましたが、今回の事象につきましては、こういう調査の下、こういう私ども今後の対策に生かしていきたいというように結論づけたものでございまして、実際にこの工事がこういう不正があったと言える確証までは、そういうものではございませんので、公取への通報は今のところはしておらないという状況でございます。以上です。

○議長（浅田晃弘） 馬場議員。

○議員（馬場 哉） 今の説明を私なりに要約しますと、今回の疑義事象については公取委に報告を通報するまでの域に達していないという意味合いでの説明やというふうに思っています。

それは、そうやと言われるならそうなのかもしれませんけれども、この間、いわゆる町長自らもおっしゃっていますけれども、この事件についてはうみを出し切ると、それで徹底的に調査するというふうに当局も含めておっしゃっているわけでございます。

私、ここでなぜ通報しないのかというふうに申し上げるのは、前回通報しなかったことをあかんかったことやということで、前回の事件については第三者委員会で指摘されているんです。我々もそれは本当にあかんことやねという意見を申し上げているんです。

今回この疑義事象というのは、結局は疑いがあるんとかうかなというところですよ。そこを分かっているながら、これを公正取引委員会に報告しとらへんのですかという質疑に対して、今、るるご説明いただいたんですけれども、今回この報告をしとらへんということに関しては、入札監視等委員会には弁護士さん等とも入っておられると思うので、そことも相談した上で公取委に報告しないでもええような事案ですよということになったんでしょうか。どうですか。

○議長（浅田晃弘） 奥谷政策監。

○総務政策監（奥谷 明） まさに委員会には、こういう調査をして、こういう対応を図っていきますということに関してご了解をいただいております。

先ほども申し上げましたように、公取委へ通報するというのは、不正行為があったことを疑うに足る事実が認められるとき。例えば、通報があったとか、こんなことがされていたよとかいう何かの客観的事実といいますか、疑う余地があるものにつきまして言うべきかと思いますが、私どもが調査した、例えば高止まりしているとか、ぴたっと合いましたということに関しても、業者さん側からしてみれば、自分が一生懸命積算して、たまたまそういう結果になっただけやないかということを言われれば、それを疑う

ことは、また逆に許されないことかと思えます。

そうしたことから、今回はそれをしておりませんし、そういうことが今後、将来安全に不正が起きないように公平、公正にするためにはどうしたらいいかというところを主眼に調査したというところをご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（浅田晃弘） 馬場議員。

○議員（馬場 哉） 再度、もう一回最後確認しますけれども、今回のこの事象については、入札監視等委員会の弁護士さん含む委員の方々が、公取委に報告をするべき案件ではないというふうなご意見を頂戴して、結果、当局としては今回報告をしないということに決められたということで、それはそういう理解でいいのかということと、これでうみを出し切れているのかと、疑義があるといううみが残っているんじゃないかという僕自身そういうふう思うんですけどもね。それでも、うみを出し切っているというははっきり言えるのかどうかという確認を最後しておきます。いかがでしょうか。

○議長（浅田晃弘） 奥谷政策監。

○総務政策監（奥谷 明） もう一度申し上げますが、まず、その入札監視等委員会におきましては、この調査内容、この報告書でご覧いただいて、公取委に通報しなくていいよというご発言まではいただいているんですけども、この調査で、これで進めていいよというご確認はいただいているものというところでございます。

あと、うみを出し切ったかということでございますけれども、不正事象につきましては、基本的にはやはり警察当局のほうでお調べいただく内容かなと、そういう中で私どもが調べられる範囲で調べた上で、なおかつ今後の入札手続にどう生かしていくべきかというところを重点に取り組んでおりますので、うみを出し切ったかどうかのご判断は、私どもがどうするものかどうかというのは、また別の議論かとは思いますが、精いっぱい取組をさせていただいたというところでございます。以上です。

○議長（浅田晃弘） 馬場議員。

○議員（馬場 哉） 最後にしますけれども、入札監視等委員会では、この報告書でいいということで、それを受けて当局としても公正取引委員会には報告しとらへんということを理解をさせていただきました。

この疑義という部分は、もちろん報告をしなければ、当局でやられた調査は、もう権限がないので、はっきり警察で言うたら警察が調べはって、しっかり今度はすっきりするかというふうには思うんですけども、そこのレベルに達していないという説明については、先ほどの説明で分かりましたので、そこは今後この経過を見守るしかないと

いうふうにしか、もう現状お話できませんので、今回はこれでやめておきます。

○議長（浅田晃弘） ほかにございませんか。今西議員。

○議員（今西利行） じゃ、2点お聞きします。

まず、1点目ですが、職員アンケートについてですが、コンプライアンスに関わる職員意識アンケート、定期的に実施が7月以降というふうにあります、いつ実施されるのか。

○議長（浅田晃弘） 奥谷政策監。

○総務政策監（奥谷 明） 7月以降でございます。

やることは全然いつでも、前も既にやっておりますので、時系列を比較するためにも基本的には前回と同じような内容のアンケートをすることが、これからもしていくことが時系列で変化を確認できるかと思いますが、まずは、私どもとして調査報告書をまとめ、今後の方向性を出した上でアンケートや研修等をしっかりやっていきたいということから、この報告書を7月以降でさせていただくと。さきにしないと言っているわけではなくて、きっちり報告を整理した上で、そういうアンケート等を今後実施していくという位置づけでございます。以上です。

○議長（浅田晃弘） 今西議員。

○議員（今西利行） 今回、一定遡って調査され、不正防止策を補完されたことについては評価したいというふうに思います。

しかし、幾ら不正防止策をつくってもコンプライアンス宣言をしても、職員にその守る意識がなければ駄目だというふうな声が、前回のこれアンケートですけれども、職員アンケートに寄せられましたように、職員の意識が何より重要であるというふうに私は思います。

実施されるコンプライアンスに係る意識アンケートとともに、前回議会の重大事件等調査特別委員会が実施されたアンケートのように、組織の風通しとか上司との関係性などについても職員に聞くべきではないかというふうに考えているんですが、こあたりどうですか。

○議長（浅田晃弘） 奥谷政策監。

○総務政策監（奥谷 明） まず、項目につきまして、まだ最終的に固まったものがあるわけではございませんが、また、何をもちて職場の風通しというものをどうやって図るかというのも難しい面はございますが、おっしゃいましたように研修等を行う中で職員の意識がどのように好転していくか、そこを見定めることが一番重要かと思います。

そういうコンプライアンスが大事なんだよ、また、業者さんとの何気ない付き合いや、それはやはり法令的には悪いんやとそういうことがしっかり私どもの職員にも、年々それが意識づけが向上しているのか、そういうところを図るためのアンケートに努めていきたいと思います。

もちろん、ご指摘の意見につきましては受け承った中で、今後のアンケート内容等につきましては検討していきたいですけれども、そういうつもりで今後も引き続きアンケートをしていきたいと考えております。以上です。

○議長（浅田晃弘） 今西議員。

○議員（今西利行） ぜひ、今回は議会のほうでつくったんですけれども、非常にそれはかなり記述式だったので、いろいろまとめるのにも苦労したんですけれども、とても大事なことだと思いますので、そのところを含めて検討していただけたらというふうに思います。

次いきます。次に、町の加害としての認識についてお伺いいたします。

町政始まって以来の２度にわたる職員の起訴・逮捕という不祥事は、先人が築いてきた宇治田原町のイメージを大きく損ない、テレビ報道やインターネットなどによって全国に悪名を広げたというふうに思います。住民の怒りはまだまだ収まっていないというふうにいろんなところからお聞きしております。

今回の報告の中で、元職員は若くして課長となり、長期間にわたり町の幹部職員として業務を行ってきたことから、仕事に対し慢心していたことが一因ではないかと今も報告ありました。

町はこういう職員に特命担当として、町の重要な案件を任せっきりにし重用してきたことは、住民の立場で言えば、町は被害者であると同時に加害者であるとも言えます。

記者会見においても、また今回の不正防止策の初めの部分でも町長は謝罪もされていますが、加害者としての認識が希薄であるというふうに感じるんですが、その辺りはいかがですか。

○議長（浅田晃弘） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 何度も申し上げますけれども、今回の２度にわたる不正発覚につきましては、大変重く受け止めておりますし、大変責任も感じておるところでございます。そういった中で今後、一切こういうことはないようにということで職員一人一人の意識を変えるように、今取り組んでおるところでございます。そういう部分で住民の皆さんにしっかりと職員の住民に対する接しの仕方、寄り添い方、いろんな部分で今後また

理解をしていただけるものと感じておるところでございます。以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 今西議員。

○議員（今西利行） 2回目の事件について、町は、逮捕された当日にホームページにおいてお詫びの文書を掲載されましたが、その後の説明はございません。今回、調査報告書も出されましたが、きちんと住民に対して謝罪し、報告し、説明すべきではないかというふうに考えるんですが、その辺りいかがですか。

○議長（浅田晃弘） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 今回の2度目の件につきましても、すぐに記者会見も開かせていただきました。NHKにもその状況が映っていたところでございますし、そういった中で、やはり住民の皆さんに信頼回復していただけるように、職員一人一人がやっぱり態度で示していただくということが、やはり一番大切であろうかというふうに思っております。

言葉で言うよりは、やっぱり職員一人一人が自覚して態度で示す、これほど大事なものは私はないと思っておりますし、常に職員に対しては、そういうことを心がけるようにということで指導しておるところでございます。以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 今西議員。

○議員（今西利行） 私、今申したのは、直接やっぱり住民の方々に説明し、そして、いろんな意見を聞く中でやっていくことが大事だと思いますので、その辺りは強く……。

○議長（浅田晃弘） 暫時休憩します。

休 憩 午後0時15分

再 開 午後0時16分

○議長（浅田晃弘） それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。今西議員。

○議員（今西利行） 私は、ここに書いてある町長のお詫びの言葉も書いてあります。それに基づいて私は質疑しているわけで、決してこれに基づいてやっているわけで、何ら問題ないと思います。

最後になりますが、今回の再度の事件を受け、不正防止の案を改正されたことについては大変評価したいと思います。

しかし、私もさきの議会でも指摘しましたが、今も馬場議員からもありましたけれども、元職員が今回の事件を隠蔽していたということを考えれば、疑義のあった案件については……。

○議長（浅田晃弘） 暫時休憩します。

休 憩 午後 0 時17分

再 開 午後 0 時17分

○議長（浅田晃弘） 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。今西議員。

○議員（今西利行） しかし、さきの議会でも指摘いたしましたが、元職員が今回の事件を隠蔽していたことを考えれば、やはり疑義があった案件については、今もありましたけれども、警察等への情報提供をし、再度依頼し、解明すべきだと思います。

あわせて、今申しましたように、町長は、長年にわたり元職員に対して特命担当として、建設関係の部署でないときもその役目を任せてられました。個人としての問題にとどまらず、町全体の組織の問題としてしっかりと認識していただきたい。今後二度と不正が起きないよう組織づくりを強く求めておきます。以上です。

○議長（浅田晃弘） 西谷町長。

○町長（西谷信夫） 住民さんに対する説明につきましても、町の広報紙を通じて、しっかりとこの本日の報告書は説明をさせていただきたいというふうに思っておるところでございます。

何はともあれ、本町に対する信頼、これを失墜してしまったということの責任は十分感じておるところでございまして、そういった中で職員一人一人がしっかりと自覚を持って、これからの仕事に励めるよう指導してまいりたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（浅田晃弘） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅田晃弘） ないようですので、以上で日程第 1、「元町職員の再逮捕に係る調査報告及び入札不正再発防止策の見直しについて」を終わります。

日程第 2、「その他」、何かございませんか。

（発言する者なし）

○議長（浅田晃弘） 当局側より何かございませんか。山下副町長。

○副町長（山下康之） 私のほうから 1 点、報告させていただきたいというふうに思っております。

宇治田原町の選挙管理委員会の関係でございまして、せんだって 1 人欠けたときに、下の補充員さんが上がっていただいたというご報告はさせていただいたところでございますけれども、その補充員さんの光島善正氏が、6 月 30 日をもって一身上の都合でどうしても退職したいという旨の届出が、選挙管理委員会の委員長の谷口委員長のほうに提

出されまして、谷口委員長のほうが、もうやむを得ないということで受理をされたということで、ご報告しておきたいと思います。

なお、選挙管理委員会の委員のほう4名については、以前に申し上げたとおりでございまして、補充員の方がもともと4人おられましたけれども、1人上がっていただいて、1人今回退職ということでございますので、あと、お二人おられるということになるわけでございますけれども、この場合、議会のほうからいろいろと選出いただいたわけでございますけれども、補充員さんの場合はそのまま継続していきますので、あえて、またどなたかを上がっていただくということはございませんので、よろしくお願いいたしますと思います。ただ、補充員さんのほうが、あと2名ということになりましたので、よろしくお願いいたしますと思います。以上でございます。

○議長（浅田晃弘） 議員さんの中で、ただいまのことで聞いておきたいようなことはございますか。

（発言する者なし）

○議長（浅田晃弘） ないようでございますので、事務局より何かございますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（浅田晃弘） それでは、これで全員協議会を終わります。

本日は大変苦勞さまでございました。

閉 会 午後0時22分

宇治田原町議会全員協議会規程第8条の規定によりここに署名する。

議 長 浅 田 晃 弘